

26. 6. 19

IV
10

教職員の除籍、就職禁止等に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、ホーリダム宣言の受諾に伴い承する命令に附する件（昭和三十九年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

教職員の除籍、就職禁止等に関する政令（昭和三十九年政令第六十六号）の一部を
次のように改正する。

第四条の二の次に次の二条を加える。

第四条の三 文部大臣が教職不適格者について、その教職不適格者としての指定が
公正を欠くに至つたと認めるときは、教職員適格審査会の審査に付し、その審査の
結果に基いて、当該若者を解除することができる。

教職不適格者について、前項の規定による指定の解除があつたときは、当該指定
は、当該解除があつた日以後との効力を失う。

第五条に次の二項を加える。

第一項の規定に該当する者が前条第一項の規定により教職不適格者としての指定
を受ける場合においては、その者は、その解除を受けた日において第一項の

公私への恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。この場
合において必要な事項は、政令でこれを定める。

附則第4項及び第5項を削る。

附則第4項中「文部大臣の定めるところによつて設置された從前の審査委員会」を
「文部大臣の定めるところによつて、從前の都道府県教職員適格審査会、大学教員適格
審査会及び教職員適格審査会並びに教職員適格両審査会」に改め、同項を附則第4項
とする。

附 則

一 この政令は、公布の日から施行する。

二 文部省設置法（昭和二十四年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

4-3
10

天野
469

*二十九条の一項半

中央教職員適格審査会

教職員の除去、就職禁止等に関する
政令に基き教職不適者と判定され

た者の再審査及び教職不適者と指定
された者の請求による慰謝、手当等

の復活の審査並びに同令附則オ四項

の規定に基く審査を行うこと。

教職員の除去、就職禁止等に関する

政令に基き、教職不適者としての
指定の解除の審査、教職不適者と

しての指定に関する再審査及び教職
不適者についてその恩給等を受け

る権利又は資格を失わせない場合の
審査を行うこと。

教職員適格再審査会

に改める。

理由

最近におけり、状勢の推移にかんがみ、教転不適格者のうちその教転不適格者としての指定が公正を欠くに至つたと認められる者について、教転員適格再審査会の審査を経てその指定を解除するみちを開く必要があるからである。

要

綱

一 教職不適格者としての指定が公正を欠くと認められる場合には、文部大臣は、教職員適格再審査会の審査の結果に基いて当該指定を解除する」とが出来る旨を規定する。

二 教職不適格者としての指定を解除せしむる場合には、その者は、当該指定の解除の日から恩給その他利益を受けける権利又は資格を取得する^{七日}を規定する。

三 教職員適格審査会の設置に伴い、文部省の教職員適格審査委員会の審査は、当分の間、なお従前の審査会並びに教職員適格再審査会において行われることを規定する。

四 なお教職員適格再審査会の設置に伴い、文部省設置法の一項を改正する。

26. 6. 19

總理府令、法務府令、

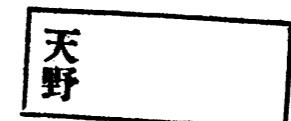
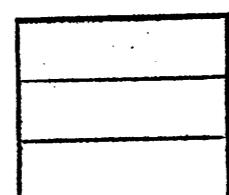
外務省令、大藏省令、

文部省令、厚生省令、

農林省令、運輸省令、

郵政省令、電氣通信省令、

第
号



教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則（昭和三十五年

總理府令、法務府令、

外務省令、大藏省令、

文部省令、厚生省令、

農林省令、運輸省令、

郵政省令、電氣通信省令、

昭和三十六年 月 日

内閣總理大臣 吉田 茂

法務總裁 大橋 武夫

外務大臣 告田 英

大藏大臣 辻田 勇人

文部大臣 黒川 武雄

厚生大臣 天野 貞祐

農林大臣 廣川 弘禪

運輸大臣 山崎 猛

郵政大臣 田村 文吉

電氣通信大臣 田村 文吉

教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則の一項を改正す
る命令

教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則（昭和二十五年

總理府令、法務府令、

教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則の一項を改正す
る命令

外務省令、大藏省令、

文部省令、厚生省令、

第一号) の一部を次のように改正する。

農林省令、運輸省令、

郵政省令、電気通信省令、

第五條の次に次の二條を加える。

(指定の解除)

第五條の二 令第四條の三第一項の規定による教職不適格者としての指定の解除は、本人に対する通知によつて行う。但し、本人の住所を知ることができないときは、官報による公告をもつて通知に替えることができる。

文部大臣は、令第四條の三第一項の規定により教職不適格者としての指定を解除した場合においては、前項の通知又は公告をするとともに、その解除を受けた者が令第五條第三項の規定により公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得した旨をこれら給與を支給する者に対して通知しなければならない。

第七條中「確認した者」の下に「及び令第四條の三第一項の規定により教職不適格者としての指定を解除した者」を加える。

第九條中「第四條から第七條まで」を「第四條、第五條、第六條及び第七條」に改める。

別表第一中第九項及び第十項を次のよう改める。

九 削除

十 削除

別記様式第二中「昭和二十二年政令第六十二年六月六條の規定によつて提出した書面を審査したところ、」を削る。

この命令は、公布の日から施行する。

